別紙１

認可を希望する旅行業約款（案）

１．当社が平成２５年１０月４日付で認可を受けた旅行業約款の「募集型企画旅行契約の部」をつぎのとおりに変更する。（下線部が変更及び追加箇所）

（１）第２条につぎの項目を追記する。

|  |
| --- |
| （ジェロンタクシーの定義）第２条の２　この部で「ジェロンタクシー」とは、前条第１項および第２項によらず、当社が２０１５年度福岡県福岡市高齢者移動支援社会実験として７０歳以上の高齢者の通院、買物のための移動支援を目的に、募集型企画旅行として実施する商品「ジェロンタクシー定期券」において提供される高齢者向けタクシー定額乗り放題サービスをいいます。２　「ジェロンタクシー」は、前条第１項に関わらず、以下の各号の条件により提供されます。（１）　旅行目的地は、旅行者の通院する病院、日常利用する地域の商店街等を、あらかじめ定めた施設一覧の中から２か所選択することにより定めるものとします。（２）　旅行日程は、自宅と前号で定めた目的地間の移動について、所定の時間までに旅行者から配車時間、配車場所並びに降車場所を指定することにより確定します。（３）　旅行者にサービスを提供するタクシー会社は、契約書面に記載されたタクシー会社の中から前号の旅行日程とともに確定します。（４）　旅行代金の額は、旅行者の自宅から目的地までの距離などを勘案し、１か月単位で定めます。（５）　乗り放題サービスとは、自宅と１号で定めた目的地の間を、１か月単位で定めた契約期間内に定められた時間帯のなかで、何回でも乗り降りできるサービスをいいます。（６）　旅行契約は旅行者本人１名と当社との間で成立します。複数の同乗者は可能ですが、同乗者との間ではこの約款は適用されず、当該タクシー会社の運送約款が適用されます。 |

（２）別表第１をつぎのとおりに変更する（下線部が変更及び追加箇所）。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 別表第１　取消料（第１６条第１項関係）一　国内旅行に係る取消料

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　分 | 取消料 |
| １　次項から第４項以外の募集型企画旅行契約 |
| （略） | （略） |
| ２　航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称、並びに当該航空券に関して航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料その他の航空運送契約の解除に要する費用（以下、総称して「航空券取消料等」といいます。）の条件（以下「航空券取消条件」といいます。）及び金額を明示したもの（次項に掲げる旅行契約を除く。） |
| イ　旅行契約締結後に解除する場合（ロからヘに掲げる場合を除く。）ロ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって２０日目（日帰り旅行にあっては１０日目）に当たる日以降に解除する場合（ハからヘまでに掲げる場合を除く。）ハ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって７日目に当たる日以降に解除する場合（ニからヘまでに掲げる場合を除く。）ニ　旅行開始日の前日に解除する場合ホ　旅行開始当日に解除する場合（ヘに掲げる場合を除く。）ヘ　旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行契約を解除した時点において航空券取消条件を適用した場合の航空券取消料等の額（以下「旅行契約解除時の航空券取消料等」といいます。）以内旅行代金の20％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内旅行代金の30％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内旅行代金の40％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内旅行代金の50％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内旅行代金の100％以内 |
| ３　貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約 | （略） |
| 備考　　第１項から第三項まで（１）　（略）（２）　（略）（３）　第２項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取り扱います。 |
| ４　　ジェロンタクシーを利用する募集型企画旅行 |
| イ　旅行開始日から起算してさかのぼって２１日目に当たる日以降に解除する場合（ロからハにあげる場合を除く）ロ　旅行開始日当日以降、旅行終了日までの間に解除する場合で、一度も旅行参加しなかった場合ハ　旅行開始日当日以降、旅行終了日までの間に解除する場合で、一度でも旅行参加した場合ニ　旅行終了日の翌日以降に解除する場合 | １０００円１０００円イで定める額と旅行代金からイで定める額を差し引いた額を、１ヶ月を３０日として、旅行開始日から解除の日までの日数で日割り計算した額の合計額以内（１０円未満切り捨て）旅行代金の１００％以内 |
| 備考　第４項（１）　「旅行開始日」とは、旅行者が乗車可能な利用期間における初日をいいます。（２）　「旅行終了日」とは、旅行者が乗車可能な利用期間における最終日をいいます。（３）　「旅行参加」とは、旅行者が乗車可能な利用期間におけるジェロンタクシーへの乗車をいいます。 |

２　海外旅行に係る取消料

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　分 | 取消料 |
| １　本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約並びに本邦外を出発地及び到着地とする募集型企画旅行契約（次項から第５項に掲げる旅行契約を除く。） |
| （略） | （略） |
| ２　本邦出国時又は帰国時に、航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに航空券取消条件及び航空券取消料等の金額を明示したもの（次項に掲げる旅行契約を除く。） |
| イ　旅行契約締結後に解除する場合（ロからホに掲げる場合を除く。）ロ　旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって４０日目に当たる日以降に解除するとき（ハからホまでに掲げる場合を除く。）ハ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって３０日目に当たる日以降に解除する場合（ニ及びホに掲げる場合を除く。）ニ　旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）ホ　旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行契約解除時の航空券取消料等の額以内旅行代金の10％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内旅行代金の20％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内旅行代金の50％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内旅行代金の100％以内 |
| ３　貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約 |
| （略） | （略） |
| ４　旅行日程中に３泊以上のクルーズ日程を含む募集型企画旅行契約（第５項に掲げる旅行契約を除く。） |
| （略） | （略） |
| ５　本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約 | （略） |
| 注 （略） |
| 備考　（１）　（略）　　　　（２）　（略）（３）　第２項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取り扱います。 |

 |

（３）別表第２をつぎのとおりに変更する（下線部が変更及び追加箇所）。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　別表第２　変更補償金（第２９条第１項関係）

|  |  |
| --- | --- |
|  変更補償金の支払いが必要となる変更 | 一件あたりの率（％） |
| 旅行開始前 | 旅行開始後 |
| 第１号から第６号まで　（略）第７号　契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）第８号及び第９号　（略） | （略）（略）（略） | （略）（略）（略） |
| 注１から注４まで　（略）注５　第７号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。注６　（略）注７　（略） |

 |

２．当社が平成２５年１０月４日付で認可を受けた旅行業約款の「受注型企画旅行契約の部」の別表第２をつぎのとおりに変更する（下線部が変更及び追加箇所）。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 別表第２　変更補償金（第３０条第１項関係）

|  |  |
| --- | --- |
|  変更補償金の支払いが必要となる変更 | 一件あたりの率（％） |
| 旅行開始前 | 旅行開始後 |
| 第１号から第６号まで　（略）第７号　契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）第８号　（略） | （略）（略）（略） | （略）（略）（略） |
| 注１から注４まで　（略）注５　第７号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。注６　（略） |

 |

３．当社が平成２５年１０月４日付で認可を受けた「特別補償規程」をつぎのとおりに変更する（下線部が変更及び追加箇所）。

1. 第２条につぎの項目を追記する。

|  |
| --- |
| (ジェロンタクシーの定義)第２条の２　この規程において「企画旅行」とは、旅行業約款募集型企画旅行契約の部第２条の２に定めるものをいいます。２　この規程において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配したタクシーによって提供される当該企画旅行日程に定める最初のジェロンタクシーサービスの提供を受けることを開始した時から最後のジェロンタクシーサービスの提供を受けることを完了した時までの期間をいいます。ただし、旅行者がジェロンタクシー下車の時から次回の乗車の時までの間は離脱した期間として「企画旅行参加中」とはいたしません。３　前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、旅行日程において最初にタクシーに乗車した時をいいます。４　第２項の「サービスの提供を受けることを完了した時」とは、旅行日程における最後にタクシーを下車した時をいいます。 |

４．上記１．から３．以外は当社が平成２５年１０月４日付で認可を受けた旅行業約款と同一の内容である。

以　上